[美浜町]紙商品券加盟店規約

本規約は、美浜町（以下「発行者」といいます。）が発行する[美浜町]紙商品券を使用した決済に関する発行者と加盟店との間の契約関係を定めるものです。

第1条 （定義）

1. 本規約では、以下の用語は次に定める意味を有するものとします。

(1) 「加盟店」とは、本規約を承認の上、商品券を使用することができるふくアプリ加盟店になることを発行者に対して申込み、発行者が審査の上加盟を承諾した事業者をいいます。

(2) 「対象商品等」とは、商品券を使用して代金弁済できるものとして加盟店が利用者に販売し、貸し渡し、又は提供することについて、発行者が認める商品又はサービスをいいます。

(3) 「商品券」とは、発行者が発行する紙媒体の商品券であって、加盟店において商品券使用取引の決済に使用することができるものであって、別表に定めるものをいいます。

(4) 「商品券使用取引」とは、利用者が、加盟店の運営する店舗において、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を受ける取引であって、商品券の使用により代金の決済が行われるものをいいます。

(5) 「商品券取引金額」とは、商品券使用取引において決済に使用された代金に相当する金額をいいます。

(6) 「ふくいのデジタル」とは、株式会社ふくいのデジタルをいいます。ただし、その業務を他の者が行うこととなった場合には当該者をいいます。

(7) 「本契約」とは、本規約に基づき発行者と加盟店の間に成立する契約をいいます。

(8) 「本システム」とは、商品券の発行、管理及び利用に関するシステムをいいます。

(9) 「利用可能店舗」とは、加盟店の運営する店舗のうち、商品券使用取引を取り扱うことができる店舗として発行者が承認した店舗をいいます。

(10) 「利用者」とは、発行者から商品券の発行を受け、当該商品券を使用し、又は使用しようとする者をいいます。

第2条 （本契約の成立）

1. 加盟店としての登録を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を確認の上、発行者に対し所定の方法にて、利用可能店舗、対象商品等その他の発行者所定の事項を特定した

上で加盟店登録申込みを行うものとします。申込者は、加盟店登録申込みを行った場合、本規約に同意したものとみなし、発行者に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを表明及び保証します。

2. 発行者は、申込者から前項の申込みを受けた場合、申込者の加盟店登録審査を行い、加盟審査完了後、発行者は、本申込者に対して、加盟店登録審査の結果を通知するものとします。本申込者は、加盟店登録審査の結果によっては加盟店としての登録を受けられない場合があることを承諾します。
3. 加盟店登録審査の結果、発行者が申込者による加盟店登録申込みを承諾した時点で申込者を加盟店として発行者との間で本規約に基づく本契約が成立するものとします。
4. 加盟店登録審査は、発行者の裁量に基づく任意の判断によって行われるものとし、発行者は、加盟店登録審査の経過、結果の理由等について一切開示しません。

第3条 （加盟店の義務等）

1. 加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含みます。）を、発行者の指示に従って、利用可能店舗において、掲示し、又は表示するものとします。加盟店は、これらをその他の用途に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとします。
2. 加盟店は、発行者から加盟店の商品券使用取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、速やかにその資料を提出するものとします。
3. 加盟店は、発行者において、印刷物、電子媒体などに加盟店の店舗等の名称及び所在地などを掲載することができることに、あらかじめ異議無く同意するものとします。
4. 加盟店は、加盟店としての登録情報に変更があった場合、当該変更の発生後速やかに変更内容を発行者に届け出るものとします。

第4条 （対象外商品等）

次のいずれかの取引は対象外商品等の取引に該当し、商品券使用取引として取引できないものとします。

(1) 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高い

ものの購入

(2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入

(4) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）

(5) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い

(7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

(8) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するものに関する取引

(9) その他、発行者が対象商品等としてふさわしくないと指定するものに関する取引

第5条 （商品券使用取引）

1. 加盟店は、利用者が保有する商品券に記載されたQRコード（※）を本システムで読み込むことにより、利用者との間で、商品券使用取引を行うことができます。ただし、利用者とその発行者との契約に基づき、当該利用者がその保有する商品券を使用することができない場合があります。

   ※）ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

2. 加盟店は、次項に定める場合のほか、利用可能店舗における利用者からの商品券使用取引の申込みを拒絶しないものとします。また、加盟店は、商品券使用取引について、代金の増額をしてはならないものとします。

3. 利用者が商品券の券面額未満の対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を申し出た場合は、商品券の券面額を対象商品等の対価と同額とみなして商品券使用取引を行うものとし、つり銭は発生しないものとします。

4. 加盟店は、利用者から利用可能店舗において商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、商品券による決済を行ってはならないものとします。

   (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、商品券による決済を求められた場合

(2) 不正な方法で取得された商品券又は不正に取得されたことを知りながら取得された商品券であると認められる場合
(3) 第１号又は第２号に該当すると疑われる場合
(4) 発行者から商品券使用取引の中止を求められた場合
(5) 商品券に記載された有効期限が経過している場合
(6) 商品券が偽造又は変造されたものである場合
(7) 商品券が既に使用されたものである場合
(8) 汚損等により商品券のQRコードを読み取ることができない場合

5. 加盟店は、原則として利用者との間で行った商品券使用取引の取消し又は解除はしないものとします。ただし、法令に基づき当該取引に係る契約の取消し又は解除等が認められる場合は、その限りでなく、その場合において利用者が加盟店から返金を受ける必要があるときは、加盟店は、発行者に対し、使用された商品券の利用者への返還手続を依頼するものとし、現金による返金は行わないものとします。

第6条 （商品券取引金額の支払等）

1. 商品券取引金額は、商品券を使用した決済に係る操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
2. 加盟店は、商品券取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、当該期間における商品券取引金額の支払を発行者に対して請求するものとします。
3. 発行者は、売上締め日の翌月末日（当該日が営業日でない場合には前営業日）までに、加盟店に対し、加盟店が指定した振込先口座に、売上締め日までの商品券取引金額（ただし、前条第５項により返還手続の依頼のなされた商品券取引金額及び次条第２項又は第3項により支払を要しない商品券取引金額を控除した残額とする。）を支払うものとします。

第7条 （不正な商品券使用取引の処理）

1. 加盟店が第5条第4項各号のいずれかに該当する場合において商品券使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者又はふくいのデジタルが行う調査に協力するものとします。
2. 発行者は、加盟店が前項に定める通知又は調査への協力を怠った場合は、加盟店に対し当該商品券使用取引に係る商品券取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、

加盟店が当該商品券使用取引が第5条第4項各号のいずれにも該当しないことを立証した場合は、発行者は、加盟店に対し当該商品券使用取引にかかる商品券取引金額を、発行者の指定する方法により支払うものとし、当該金額に係る遅延損害金は発生しないものとします。

3. 加盟店が第5条第4項各号のいずれかに該当することを知りながら、又は知り得る状況で商品券使用取引を行ったときは、加盟店に対し当該商品券使用取引に係る商品券取引金額を支払う義務を負わないものとします。
4. 前項に規定する場合において、発行者が加盟店に対し当該商品券使用取引に係る商品券取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し当該金額を、発行者の指定する方法により返還するものとします。

第8条 （クレーム対応等）

1. 加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、 契約期間中はもとより契約終了後においても、自己の責任と負担において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。
2. 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
3. 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反若しくは行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して直ちに報告するものとします。また、加盟店が前２項のクレーム対応を行う場合又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

第9条 （秘密保持義務）

1. 加盟店は、本契約に関連して知り得た情報、その他発行者の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ発行者から書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、発行者への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合は事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとしま

す。

(1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報で、その事実が立証できるもの

(2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報

(3) 開示の時点で公知の情報

(4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第10条 (個人情報の取扱い)

1. 加盟店は、本契約の履行及び商品券使用取引において、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に定義される意義を有するものとします。)を取り扱う場合は、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本契約の履行及び商品券使用取引以外の目的に利用してはならないものとします。

2. 加盟店が、本契約の履行又は商品券使用取引のために個人情報を取得する場合は、利用目的を明確にし、利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。

3. 加盟店は、本契約の履行又は商品券使用取引により取得した個人情報(以下「本個人情報」といいます。)の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。

4. 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又は商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。

5. 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合は当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。

6. 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ、決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。

7. 加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との

間で争訟が発生した場合は、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第11条　(反社会的勢力の排除)

1. 加盟店は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   ⑴ 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること
   ⑵ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ⑶ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ⑷ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ⑸ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑹ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行っていないことを表明及び保証するとともに、将来にわたって行わないことを確約します。
   ⑴ 暴力的な要求行為
   ⑵ 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ⑶ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   ⑷ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
   ⑸ その他前各号に準ずる行為
3. 発行者は、加盟店が前二項の表明及び保証又は確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、当該解除に起因して加盟店に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

第12条　（契約期間）

1. 本契約は、第2条第3項の規定による本契約の成立時に効力を生じ、2027年3月31日まで効力を有するものとします。ただし、契約期間満了日の１か月前までに、発行者又は加盟店のいずれからも書面による更新をしない旨の申出がないときは、本契約は更に１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 加盟店は、本契約の更新をしない旨の申出をする場合は、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとします。
3. 前各項にかかわらず、商品券の発行事業が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。この場合において、加盟店は、本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

第13条　（解除）

1. 発行者は、加盟店が次のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができます。
   (1) 本規約に違反したとき
   (2) 手形若しくは小切手の不渡り又は電子記録債権の支払不能が発生したとき
   (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行若しくは民事保全又は滞納処分の申立てを受けたとき
   (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされたとき
   (5) その他加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
   (6) 解散し、又は営業停止状態となったとき
   (7) 発行者から連絡が取れなくなったとき
   (8) 販売方法、取扱商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
   (9) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
   (10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者が判断したとき
   (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
   (12) その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
2. 本条に基づき本契約が終了した場合において、発行者は、加盟店に対し設備投資、費用負担、

逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条　(契約終了時の処理)

1. 加盟店は、本契約が終了した場合は、その理由のいかんを問わず、直ちに商品券使用取引を停止します。
2. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合は、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
3. 本契約終了後も、第7条（不正な商品券使用取引の処理）、第8条（クレーム対応等）、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第15条（損害賠償・費用負担）、第16条（通知の方法）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の規定については、その効力が存続するものとします。

第15条　(損害賠償・費用負担)

加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。発行者は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第16条　(通知の方法)

1. 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号若しくは電子メールアドレスへの架電若しくは電子メールの送信又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合は、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。
3. 加盟店が届出事項の変更に係る届出を怠ったことにより、発行者からの通知若しくは送付書類等が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなされることを加盟店は異議無く承諾するものとします。

第17条　（ふくいのデジタルへの委任）

1. 加盟店は、第6条第2項、第8条第3項、又は第10条第5項若しくは同条第6項に基づく発行者に対する報告及び商品券取引金額の精算について、ふくいのデジタルに委任します。
2. 発行者は、本契約に基づく加盟店に対する意思表示その他の通知及び本契約に基づく加盟店からの意思表示その他の通知又は報告（前項に規定する報告を除きます。）の受領、加盟店に対する商品券取引金額の精算について、ふくいのデジタルに委任します。

第18条　（本規約の変更）

発行者は、発行者の裁量により、本規約を変更することがあります。発行者は、本規約を変更する場合は、発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとします。

第19条　（権利の譲渡等）

加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

第20条　（協議）

発行者及び加盟店は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとします。

第21条　（準拠法、管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約に関する訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表

商品券概要

1.	名称	美浜町くらし応援商品券
2.	有効期間	2026年12月31日
3.	取得方法	美浜町から郵送する意向確認書面において、[美浜町]紙商品券を希望された方に対して、1枚当たりの券面額1,000円の商品券を20,000円分郵送する。
4.	券面額	1,000円
5.	利用可能店舗	ふくアプリ加盟店のうち、美浜町に所在する店舗（[美浜町]紙商品券の加盟店登録を行った店舗に限る。）
6.	その他	・原則として商品券の払い戻しはできません。 ・有効期限経過後の商品券については、取扱いできません。 ・現金との引き換え及び券面額未満の使用におけるつり銭の支払いは行いません。